

# 北本市土砂等のたい積の 規制に関する条例について

土砂等のたい積に関し、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂等のたい積を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与するための「北本市土砂等のたい積の規制に関する条例」が、平成17年10月1日施行されます。

この条例では、土砂等のたい積を、「埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう。」と定義しており、農地改良等、土砂等を用いて土地を埋立てたり、盛土を行う行為や一時的に土砂等をたい積する行為を対象としています。

## 土砂等の適正処理について

**安易に土地の提供をしないでください。**

- ・地主の方にも責任があります。安易に土地を提供しますと、産業廃棄物等が混入した土砂等で山積みになってしまふということがあります。
- ・山積みしたものが崩れて近隣にも被害が及ぶようなことがあります。
- ・災害が起きるおそれがあるものは、地主の方に撤去してもらふ場合があります。

**所有地の適正な管理をお願いします。**

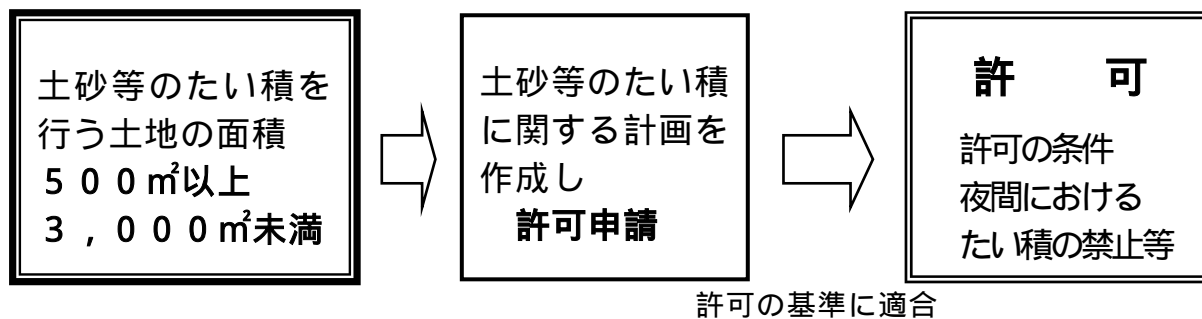
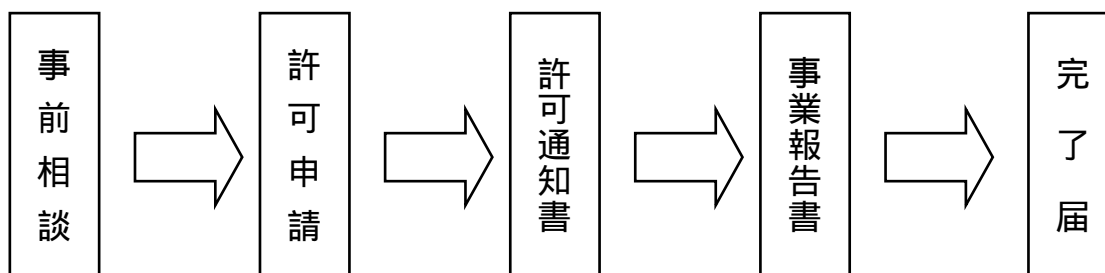
- ・土砂等のたい積をする場合は、無秩序な土砂等のたい積とならないよう、その目的、期間、相手方の連絡先、災害発生防止の対応などを必ず確認して、災害の防止に努めてください。また、たい積の完了後も土砂等の流出、崩壊などの災害が発生することのないよう、適正な土地の管理をお願いします。
- ・所有地が産業廃棄物等の捨て場にならないように定期的に見回るようにしてください。

## 1 このようなときは許可が必要になります

埋立てや盛土などを行う土地の面積（土地の区域が2以上の区域にまたがり隣接するときや既に行われた区域に隣接するとき、その合計面積が500㎡以上になる場合を含む。）が500㎡以上3,000㎡未満となる場合は、市長の許可が必要です。

## 2 許可の申請について

土砂等のたい積を行う者は、以下の手順により市長に書類を提出して許可を受けてください。



### 許可の基準

- 1 土砂等の流出、崩壊その他の災害を防止する上での基準
  - (1) たい積する土砂等の高さ、及びのり面のこう配
  - (2) 排水施設、擁壁等
  - (3) 地形等に応じ配慮すべき事項等
- 2 許可申請者等の資力、信用
- 3 計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意

### 3 適用除外

- (1) 土砂等のたい積に係る土地の区域の面積が500㎡未満及び3,000㎡以上
- (2) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂等のたい積で当該事業の区域内における土砂等のみを用いて行うもの
- (3) 法令による許可その他の処分を受けて行う土砂等のたい積で規則で定めるもの  
【例】都市計画法、土地区画整理法、土地改良法等
- (4) 国又は地方公共団体が行う土砂等のたい積
- (5) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等のたい積

### 4 土砂等のたい積の基準

#### 土砂等のたい積の完了時及び最大たい積時においてたい積する土砂等の高さ及びのり面のこう配に関する基準

- (1) 土砂等の高さ(\*)は、2m以内であること。  
(土砂等のたい積の目的から必要があると市長が認めた場合で土質試験等により地盤及び土砂等のたい積に用いる土砂等の安定計算をした結果土砂等のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂等の高さに係る数値以内であること。)  
\* 土砂等のたい積により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差(土砂等のたい積前において土砂等のたい積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあってはその隣接部分の最低部と土砂等のたい積により生じた地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合にあっては擁壁の最高部と土砂等のたい積により生じた地表面の最高部との高低差)
- (2) 土砂等のたい積により生ずるのり面(\*\*)のこう配は、垂直1mに対する水平距離が2mのこう配以下であること。  
(土砂等のたい積の目的から必要があると市長が認めた場合で土質試験等により地盤及び土砂等のたい積に用いる土砂等の安定計算をした結果土砂等のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂等のたい積により生じたのり面のこう配以下であること。)  
\*\* 擁壁に覆われたのり面を除く。

#### 排水施設、擁壁その他の施設に関する基準

- (1) 土砂等のたい積に係る土地の区域内においては、雨水その他の地表水を排除することができるように、排水施設が設置されていること。

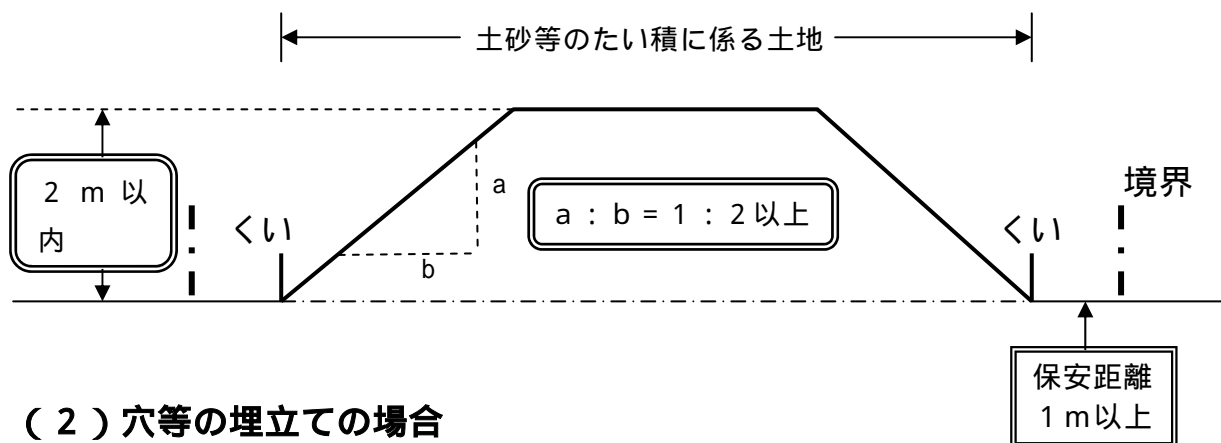
- (2) 排水施設の構造は、U字溝若しくは素掘側溝又はこれらと同等以上の機能を有する構造であること。ただし、土砂等のたい積の目的が一時的な土砂の保管、農地の改良その他これらに類するものである場合は、この限りでない。
- (3) 擁壁は、宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 5 条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。

### 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置に関する基準

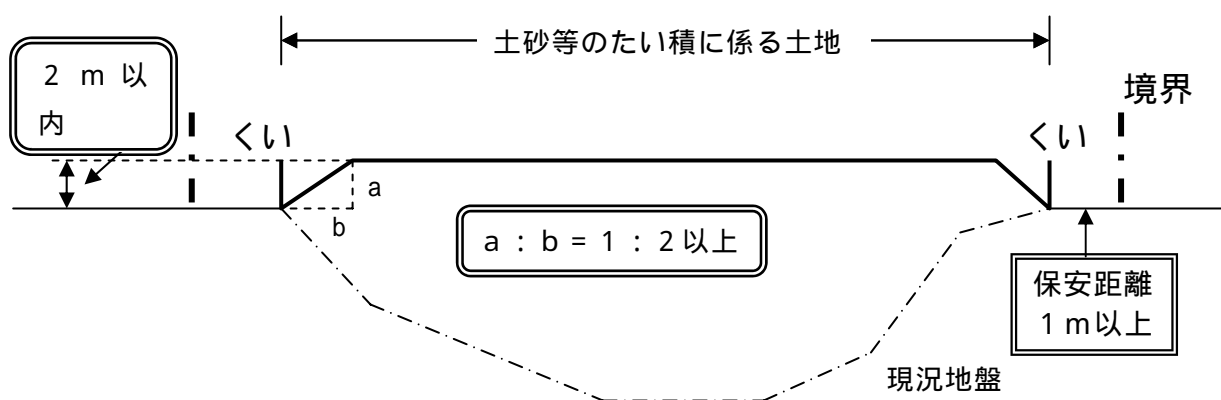
- (1) 土砂等のたい積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂等のたい積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- (2) 垂直 1 メートルに対する水平距離が 4 メートル以下のこう配である土地に土砂等のたい積を行う場合は、土砂等のたい積を行う前の土地の地盤と土砂等のたい積に用いた土砂等との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。
- (3) 土砂等のたい積が完了した後に土砂等が崩壊しないように、締固めその他の土砂等のたい積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じ必要な措置が講じられていること。
- (4) 土砂等のたい積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂等のたい積に係る土地との間隔が最大たい積時の土砂等のたい積の高さに相当する長さを確保する等の措置が講じられていること。
- (5) 土砂等のたい積に係る土地の周囲が前号に規定する以外の場合は、土地の境界と土砂等のたい積に係る土地との間隔が 1 メートル以上の距離を確保する等の措置が講じられていること。
- (6) 土砂等のたい積による周辺的生活環境への影響を踏まえ、土砂等のたい積を行う時間、期間等が定められていること。
- (7) 土砂等のたい積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

## 5 土砂等のたい積の標準断面図

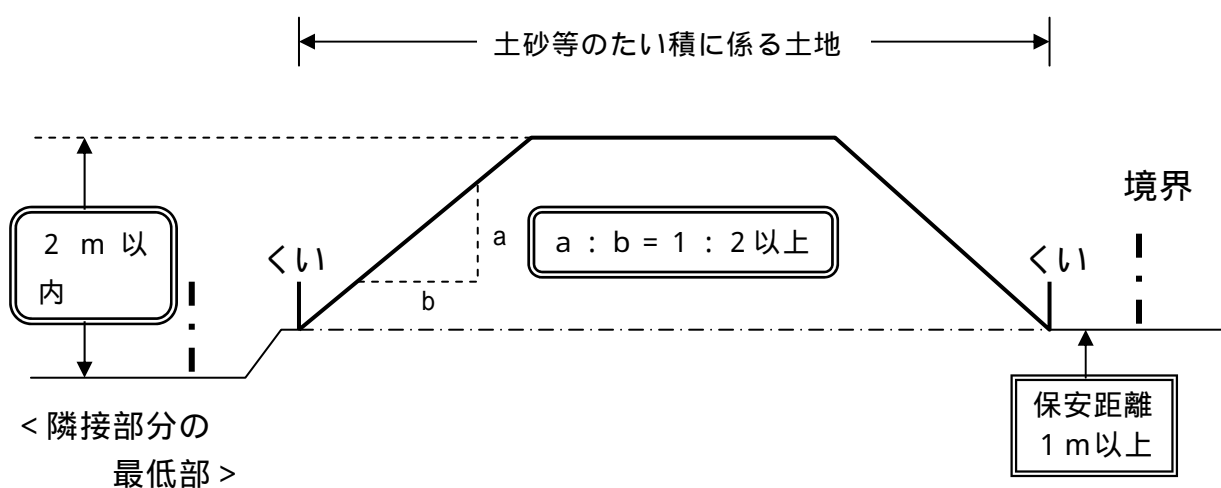
### (1) 一般的なたい積



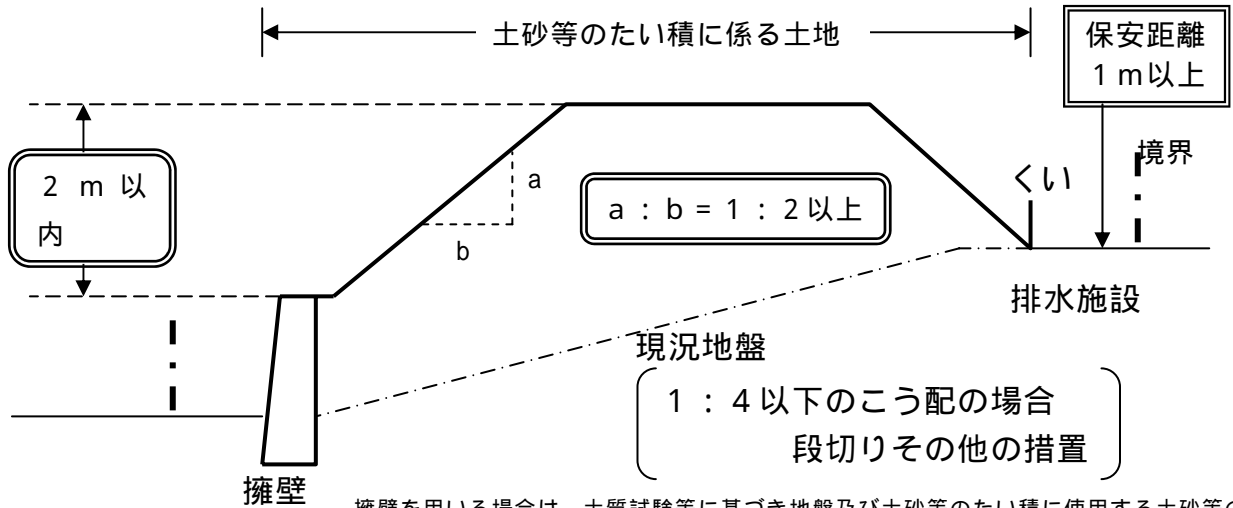
### (2) 穴等の埋立ての場合



### (3) 隣接する土地との高低差がある場合

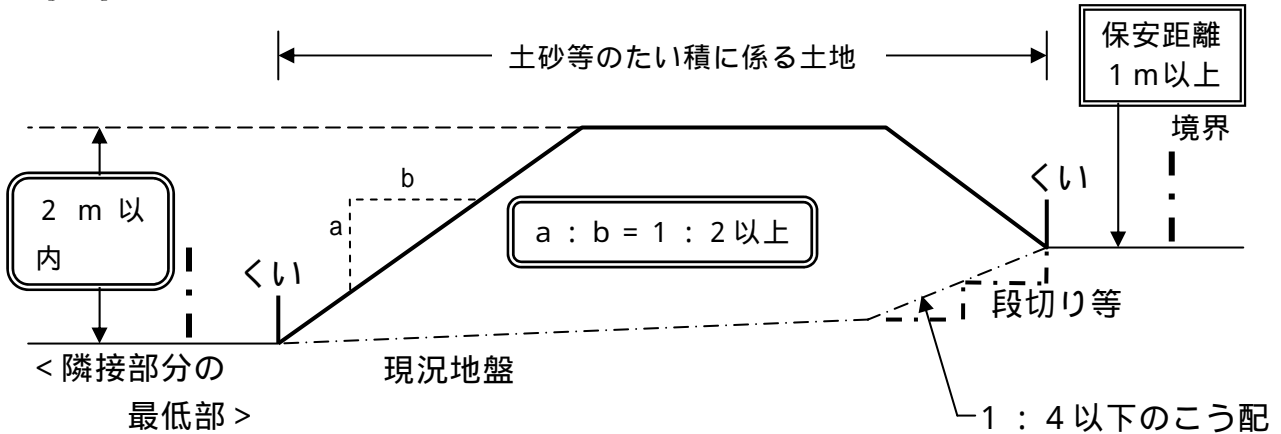


**(4) 擁壁を用いる場合**

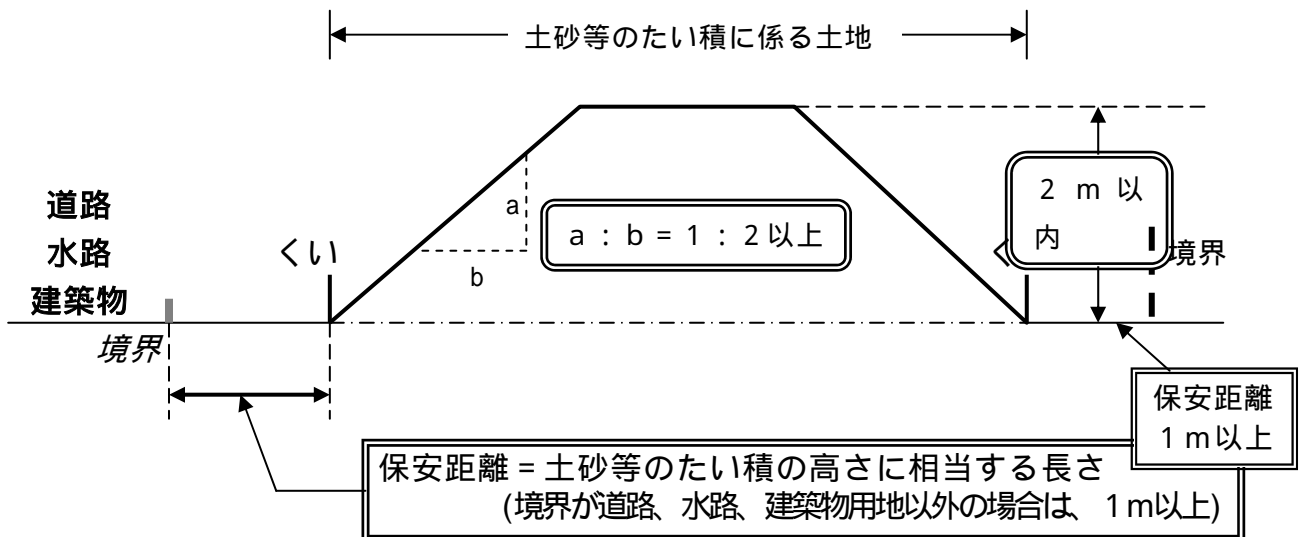


擁壁を用いる場合は、土質試験等に基づき地盤及び土砂等のたい積に使用する土砂等の安定計算等と擁壁の構造計算等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を越えない等、地表面及び擁壁等の安全が確かめられたときでなければいけない。

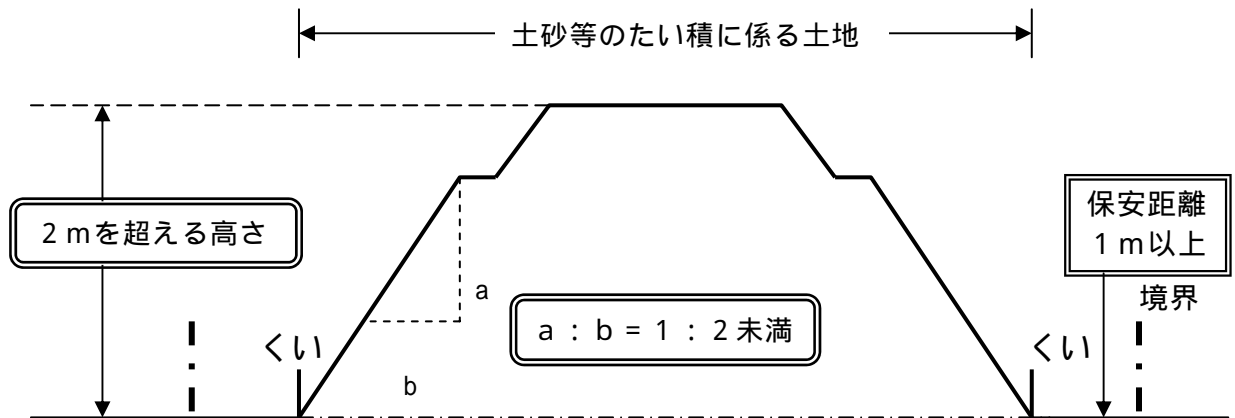
**(5) こう配のある土地の場合**



**(6) 周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合**

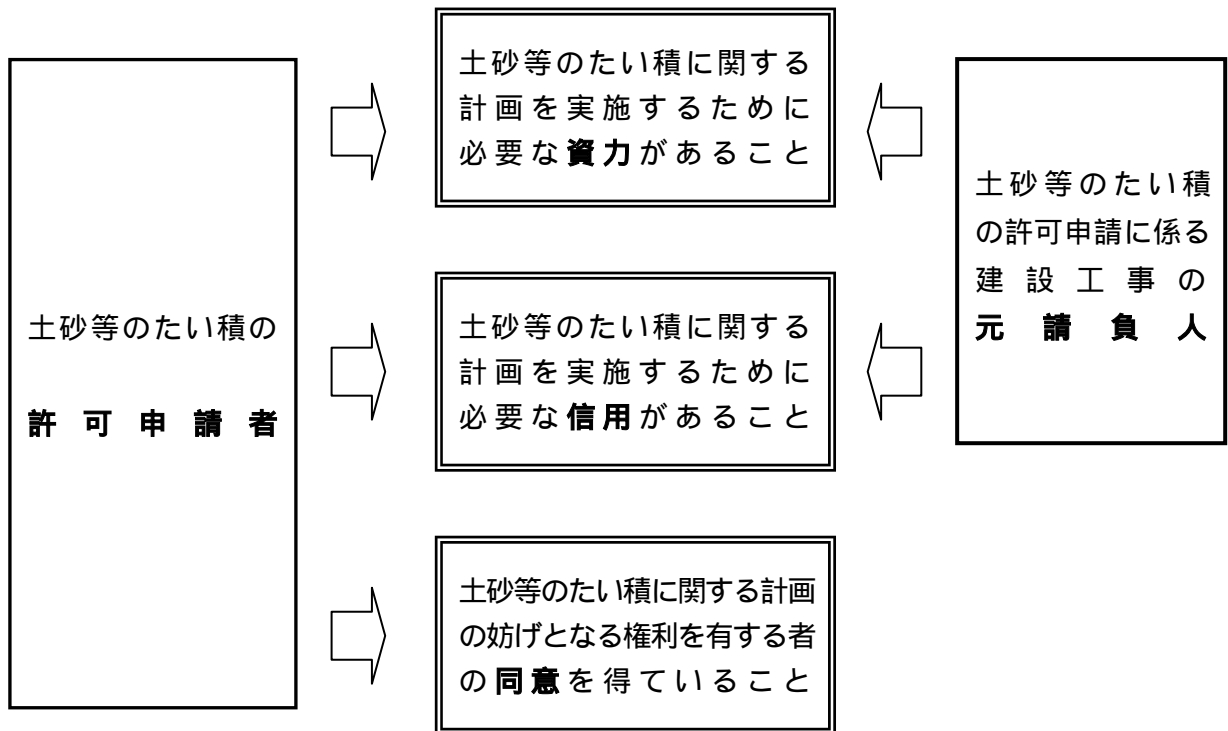


(7) 土砂等のたい積の目的から必要があると市長が認めた場合



土質試験等に基づき地盤及び土砂等のたい積に使用する土砂等の安定計算等をした結果、土砂等のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたとき

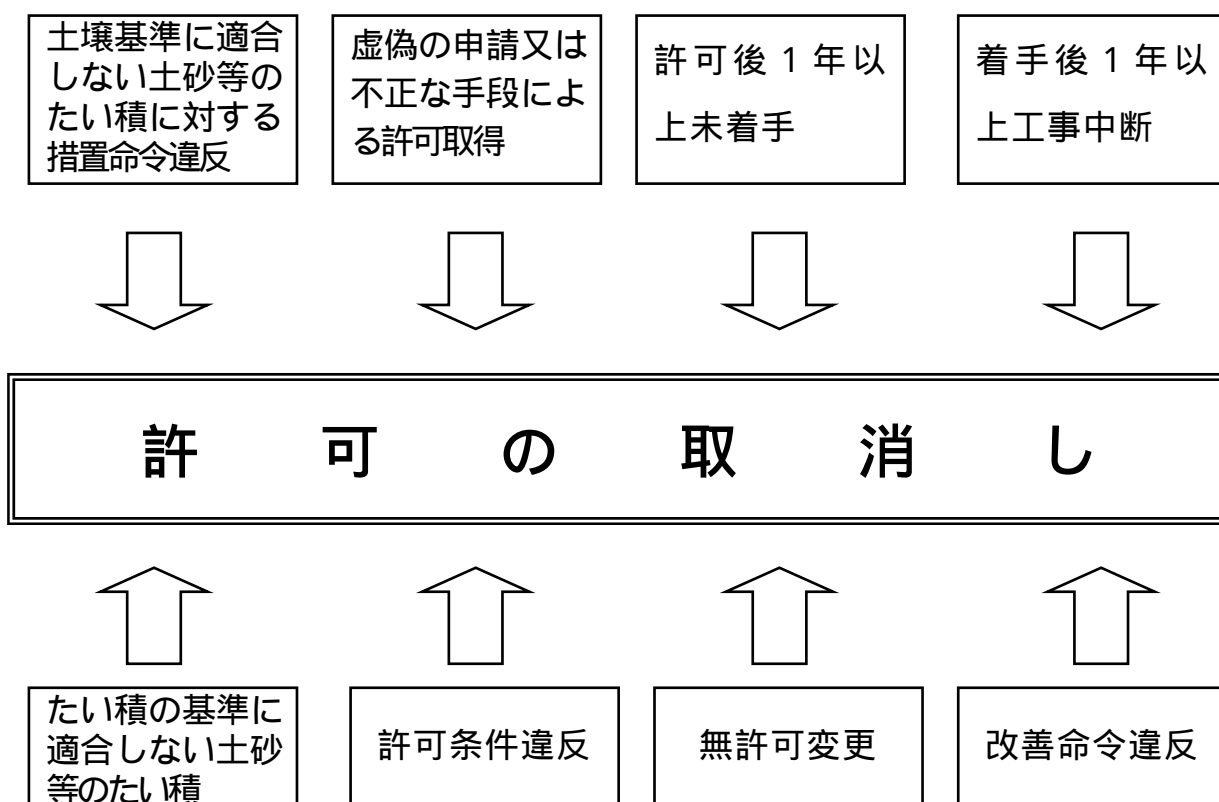
6 たい積の基準以外の許可の基準



## 7 土砂等のたい積に係る変更の許可等

許可等の種類	許可等の必要な場合	届出等の時期
変更の許可の申請	たい積に係る面積の変更、たい積の目的の変更 最大たい積時の土砂等の数量の変更、周囲の生活環境の保全のための方策の変更、 土砂等の流出防止施設の計画の変更等の場合	変更をしようとするときは、許可を受けることが必要
変更の届出	住所、氏名等の変更の場合	遅滞なく
	土砂等の高さの減少、のり面のこう配の緩和等の場合	あらかじめ
着手の届出	土砂等のたい積に着手の場合	10日以内
たい積に用いた土砂等の採取場所等の届出	土砂等のたい積に着手の日から3月ごと	各期間経過後20日以内
たい積に係る土地の汚染状況の届出	土砂等のたい積に着手の日から6月ごと	調査結果入手次第
完了等の届出	土砂等のたい積を完了した場合 土砂等のたい積を廃止した場合	10日以内

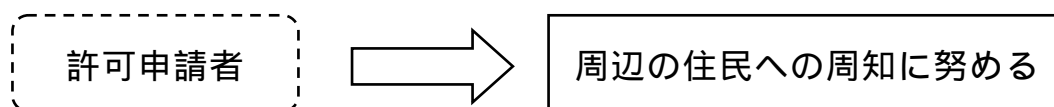
## 8 土砂等のたい積の許可の取消し



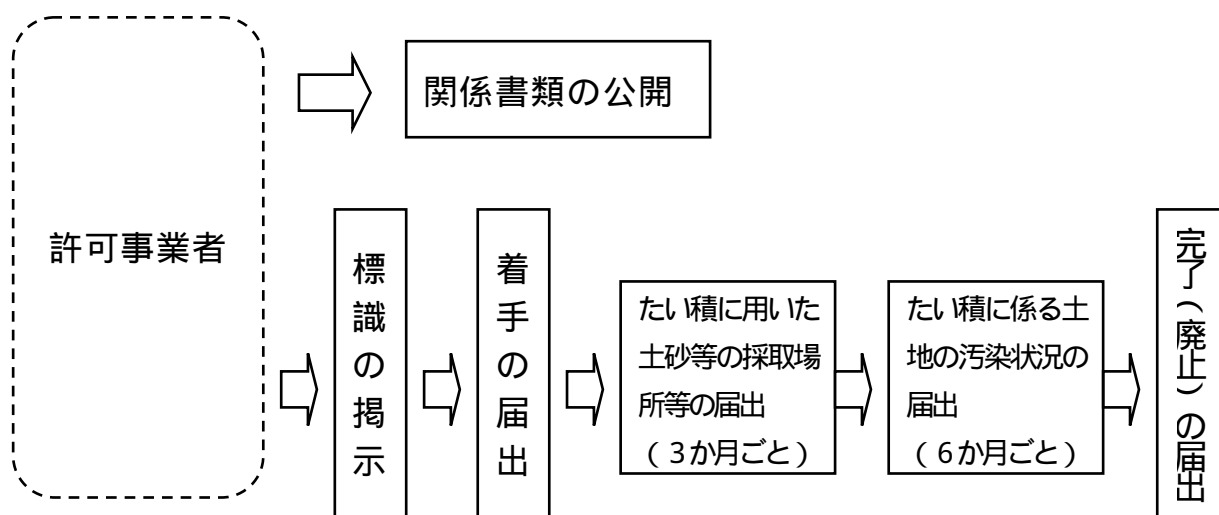


## 9 許可申請者、許可事業者の義務

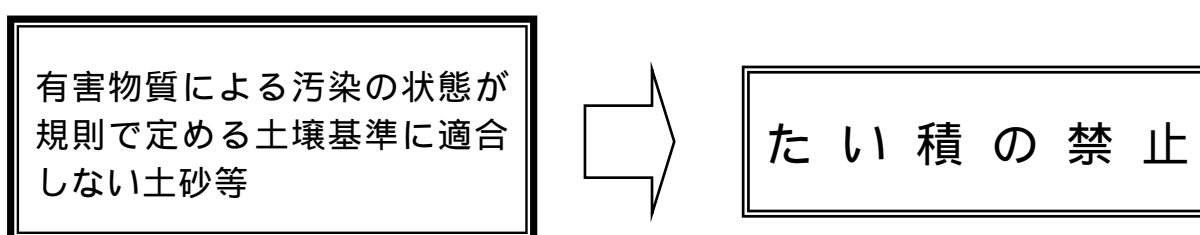
### (1) 許可申請者



### (2) 許可事業者



## 10 汚染された土砂等のたい積の禁止



## 1 1 土壤基準

有害物質の種類	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/ 以下	150mg/kg 以下
六価クロム及びその化合物	0.05mg/ 以下	250mg/kg 以下
シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン)50mg/kg 以下
水銀及び及びその化合物	0.0005mg/ 以下	15mg/kg 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
セレン及びその化合物	0.01mg/ 以下	150mg/kg 以下
鉛及びその化合物	0.01mg/ 以下	150mg/kg 以下
砒素 <sup>ひ</sup> 及びその化合物	0.01mg/ 以下	150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/ 以下	4,000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	1mg/ 以下	4,000mg/kg 以下
四塩化炭素	0.002mg/ 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ 以下	
ジクロロメタン	0.02mg/ 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/ 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ 以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/ 以下	
ベンゼン	0.01mg/ 以下	
P C B	検出されないこと	
シマジン	0.003mg/ 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/ 以下	
チラウム	0.006mg/ 以下	
有機りん化合物	検出されないこと	
ダイオキシン類		1,000pg-TEQ/g

## 1 2 許可事業者が行うたい積に係る土地の汚染調査 (有害物質 9 物質の土壤含有量調査方法)

### - 土壤汚染対策法に規定する土壤汚染状況調査 - (汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地)

#### (1) 調査対象地の区画の方法

調査対象地の最北端(複数ある場合は、そのうち最も東の地点)を起点として、東西南北方向に10m四方の格子状に調査対象地を区画すること。

ただし、1)区画数が最も少なくなるように、起点を支点として右に回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。2)区画された調査対象地(単位区画)であって隣接するものの面積の合計が130m<sup>2</sup>を超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。(統合した単位区画の一辺の長さが20mを超えてはならない。)

#### (2) 各単位区画ごとに行う試料採取

900m<sup>2</sup>単位で試料採取を行うこととし、30m四方の格子状の区画内にある9つの単位区画のうち5つの単位区画の各1地点で試料を採取し、これを混合して1つの試料として測定する(5地点混合法)こと。

#### (3) 試料の採取地点

試料採取等の対象とされた当該単位区画の中心において、試料の採取を行うこと。

#### (4) 試料採取の方法

表層(地表から5cm)の土壤と、5~50cmまでの深さの土壤を採取し、2種類の深さの土壤の量が均等になるように混合すること。

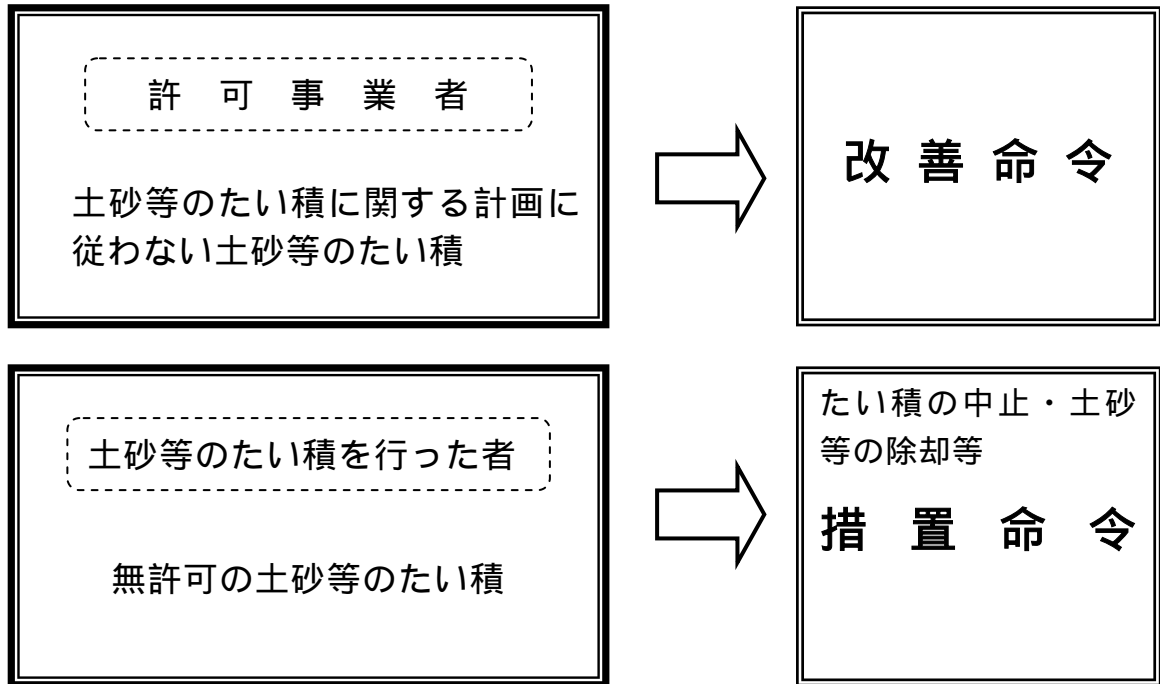
#### (5) 測定の方法

平成15年3月6日環境省告示第19号(土壤含有量調査に係る測定方法を定める件)に定める方法により測定すること。

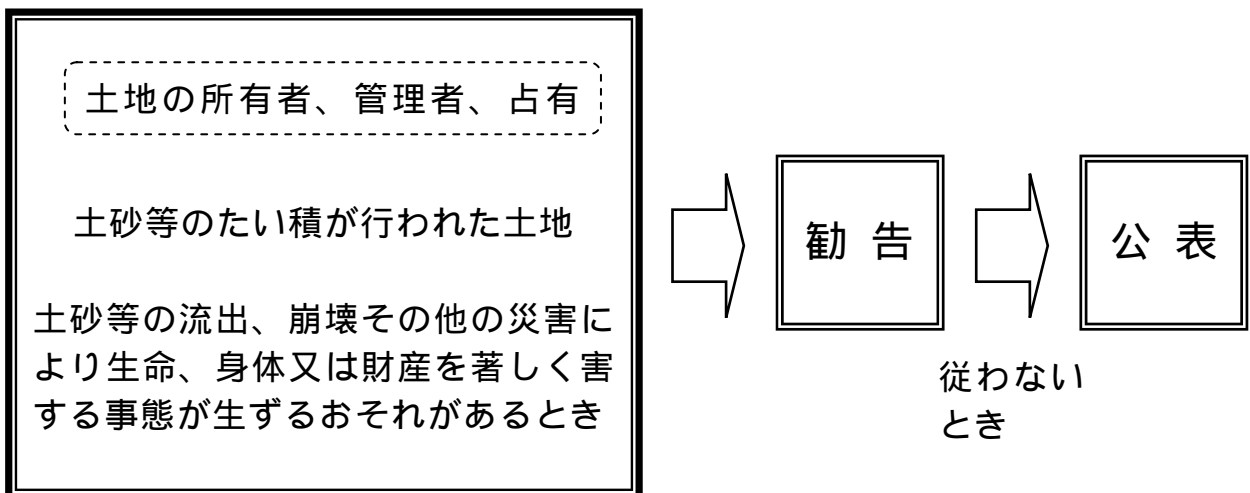
試料採取の方法は、表層から50cmまでの土壤を均等に採取する方法でも差し支えないが、その場合には、その旨を明示すること。

### 13 命令等

#### (1) 命令



#### (2) 勧告



## 14 罰則

